

【美浜 4 輪耐久 2022 レインボーカラーズ耐久 2022】

【美浜サーキットラウンド 特別規則書】 Ver1.0

第 1 章 総則							
第 1 条	<p>特別規則の定義</p> <p>本特別規則は、共通車両規則及び共通競技規則書に基づき定められるものであり、いずれかの会場において、異なる規則がある場合に定められる規則である。</p> <p>各会場の特別規則は、共通車両規則及び共通競技規則書では決定することができない項目について定められる。その為、基本的に共通競技規則に則して実施されるが、そこでカバーできない範疇・項目については個別会場の特別規則書において定める本規則に従うこと。</p>						
第 2 章 公式練習又は有料スポーツ走行／予選							
第 1 条	<p>(1) 公式練習及び予選が行われる。全ドライバーは、公式練習又は予選中に、少なくとも 1 周以上走行しなければならない。</p> <p>(2) 予選は各部門毎に行われる。少なくとも 1 周以上の計時結果を残し、スタート順位の認定を受けること。</p> <p>(3) 車検以降(燃料保管申請後から)は決勝開始まで給油することはできない。(決勝スタート時より給油可能となる。)</p>						
第 3 章 決勝スタート							
第 1 条	<p>(1) 決勝のスタート位置 グリッドの位置は、美浜サーキットの当初のグリッドにおけるポールポジション位置(進行方向右側、第 1 コーナーに対してイン側)をそのままポールポジションとし、ワンバイワン(1×1)グリッドで、1 列おきに整列する。(フロントローはそのまま、セカンドローは 5 番、6 番グリッド…の並びにて) (※但し出走台数が多い場合(目安として 14 台以上)は、1 列おきとせず詰めて整列もあり得る。)</p> <p>(2) 整列の際、各部門の先頭車両の前にそれぞれ、先導車が停止する。 フォーメーションラップ終了後、先導車がピットインし、スタートライン(メインポストのあるライン)を通過した瞬間に競技が開始される。尚、その際に各車両自身のグリッド上を通過した上でスタートラインを通過</p> <p>(3) でローリングスタートすること。 グリーンフラッグが表示されても、スタートラインを通過するまでは追い越してはならない。</p>						
第 2 条	<p>スタート進行におけるシグナル表示</p> <p>(1) 美浜サーキットにおいては、メインシグナル(第 1 コーナー手前、左側上のシグナル)消灯の状態コースイン(グリッド試走)となる。</p> <p>(2) フォーメーションラップ開始時、ローリングスタートまで、メインシグナルは消灯のまま進行する。</p>						
第 4 章 ドライバー交代方法							
第 1 条	<p>(1) <u>ドライバー交代については、指定されたドライバー交代エリアで行わなければならない。</u></p> <p>(2) 義務ピットインのカウントを受けるためには、必ずドライバー交代をしなければならない。(オレンジポールや黒旗等でピットインの指示を受けた場合は交代しなくてもよい)</p> <p>(3) <u>ドライバー交代エリアでは、原則としてドライバー交代以外の作業は行うことはできない。例外として、以下の項目の作業のみ行うことができる。但し、いずれの場合もリアハッチを開けて作業をしてはならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車載カメラ本体又は部品の交換作業 ・ホイールナットの増し締め、及びタイヤのエアチェック(空気圧の確認、調整) ・噴霧器による、水を噴霧してのラジエターの冷却作業(噴霧器のみ認められる) ・窓拭き作業 						
第 5 章 義務ピットイン							
第 1 条	<p>共通競技規則に定められる義務ピットインを、指定された時間内に消化しなければならない。</p> <p>ピットインする車両は、ピットインする週の計測ラインから、ピットアウト(コースイン)する際に通過する計測ラインを出る時まで(間で、2 分を切ってはならない(2 分ルール)。このルールに反した場合には、走行周回より 1 周減算する。</p> <p>給油の際、給油所にて 3 分間の停止を義務付ける。従って給油を伴うピットインの場合、合計 5 分を切ってはならない事になる(下記参照)。このルールに反した場合も 1 周減算となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ドライバー交代のみ</th> <th>給油ありのピットイン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低ピットストップ時間</td> <td>2 分 00 秒</td> <td>5 分 00 秒</td> </tr> </tbody> </table>		ドライバー交代のみ	給油ありのピットイン	最低ピットストップ時間	2 分 00 秒	5 分 00 秒
	ドライバー交代のみ	給油ありのピットイン					
最低ピットストップ時間	2 分 00 秒	5 分 00 秒					
第 2 条	<p>ピットハンディ 共通競技規則に準拠する。</p>						

第 6 章 燃料・給油方法	
第 1 条	<p>燃料保管、取扱いについて</p> <p>(1) 競技開催日、各チームは給油を各自で行うが、揮発性が高く危険を伴う作業である事に関わる全員が強く認識しなければならない。取扱いについて火気は厳禁とし、静電気や漏れ等もないようにすること。本章については各会場毎に異なる規則について記載する。</p> <p>(2) 予備燃料の持込は各チームで行う。予備燃料は全て、車検場に隣接する給油所に、<u>車検時間終了までに各自持ち込み、オフィシャルに保管申請をしなければならない。その際、必ずチーム名及びゼッケンが分かるようにしておくこと。</u></p> <p>(3) <u>燃料保管を申請した時から決勝開始までは、給油作業は行うことができない。</u></p>
第 2 条	<p>給油作業</p> <p>(1) 燃料の給油は、必ず指定された給油所で行わなければならない。</p> <p>(2) 燃料保管申請後(車検終了後)から決勝開始までの間、給油は禁止される。</p> <p>(3) 決勝終了 15 分前に給油所はクローズされ、給油できなくなる。 ドライバーが降車した時点(ドライバーが車両を降りて、運転席のドアが開まった瞬間からカウントを開始)から、<u>3 分間の停止を義務付ける。</u> 給油は各チーム員が行うこと。その際、必ず 1 名は消火器を持ち、常に消火できる態勢を取ること。 給油作業に当たることができるのは、<u>車両 1 台に対して 2 名までとする。</u>ドライバーが車両を降り、給油作業を行ってもよいが、その場合はドライバーを含め 2 名とする) 一度給油の為にドライバーは降車するため、給油所からピット、又はドライバー交代エリアまではシートベルトは着用しなくてもよい。 <u>1 回あたりの給油量は、共通競技規則書に準拠する。(複数の携行缶内に余ったガソリンがある場合には、予め 1 缶にまとめておくこと。)</u></p>
第 7 章 赤旗中断と再スタート	
第 1 条	<p>赤旗要素となった車両の再コースイン方法</p> <p>(1) 回収された車両は、オフィシャルによってピット又は洗車場等に移動された後、修復作業を行い、出走可能な状態かどうか、オフィシャルの確認を受けなければならない。また、指示された箇所を修復しなければならない。</p> <p>(2) 赤旗要素となった車両が割り当てピットからコースインする際に、<u>ドライバー交代エリアでドライバー交代を行い、“義務ピットイン”の項目に定められた義務ピットイン可能な時間帯であれば、ピットイン回数としてカウントが出来る。</u></p> <p>(3) 洗車場で修理作業を行うことは許されるが、ドライバー交代および、給油作業は行ってはならない。</p>
第 8 章 ペナルティ	
	<p>美浜サーキットにおいては、共通競技規則のペナルティとは別で、以下のペナルティ項目が修正適用、又は追加される。(記載のないものは、共通競技規則に準ずる。)</p> <p>ピットストップ時間(2 分ルール)違反…1 周減算</p> <p>ホワイトラインカット…1 周減算</p> <p>ドライバー交代回数違反…1 回につき 3 周減算</p> <p>給油停止時間違反…3 周減算</p> <p>各種フラッグ無視… 厳重注意又は 1~3 周減算(黄旗追い越しは 1 周減算であり、それを基準とする)</p> <p>リバースギア使用違反…1 周減算</p> <p>上記以外の違反の場合、競技長判断とするが、周回数減算を基本とする。</p>
第 9 章 周回数ハンディキャップ	
第 1 条	<p>競技中の周回数ハンディについて</p> <p>(1) 女性及び 60 歳以上のドライバーが走行する場合、周回ハンディを付与する。(1 人目は+2 周、2 人目は+1 周)</p> <p>(2) 20 歳未満(19 歳以下)のドライバーが走行する場合、周回ハンディを付与する。(1 人目は+2 周、2 人目は+1 周)</p> <p>(3) 周回数ハンディキャップは、1 車両に対して最大 2 名、3 周までとする。</p> <p>(4) このハンディは、1 回(1 ステント)当たり 20 分以上走行した時点で付与され、計時上に反映される。</p> <p>(5) 上記ハンディキャップを受けるためには、走行の直前に、指定の競技委員に対して、ドライバー本人が免許証持参にて申告しなければならない。コースイン後の申告や代理人による申告は受け付けない。</p>
第 10 章 トランスポンダ取付	
	<p>車体左側面、クォーターガラス内側に、黒い面を下にしてガムテープ等でしっかりと固定すること。(動いてしまうと正常に作動・計時されない事がある)</p> <p>取付状態が悪く正常に計時できなかった場合、計時結果が反映されないので注意すること(自己責任となる)。</p>